十四　令第百八条の四第一項第二号及び第四項並びに令第百十二条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
十五　令第百九条の八（建築物の部分に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定
十六～二十　（略）
二十一　令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項及び令第百二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
二十二～二十六　（略）
二十七　令第百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定
二十八　令第百三十七条の二の二第二項第一号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定
二十九　令第百三十七条の四第一号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定
三十　令第百三十七条の十第一号イ(2)の認定に係る性能評価を行う者としての指定
三十一　令第百三十七条の十一第一号イ(2)の認定に係る性能評価を行う者としての指定
三十二～三十七　（略）
三十八　施行規則第一条の三第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
三十九　（略）
（性能評価の方法）
第六十三条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。
一～三　（略）
四　次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。
イ　法第二条第七号から第八号まで、法第二十一条第一項（特定主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条若しくは法第二十七条第一項（特定主要構造部の一部に関するものに限る。）又は令第七十条、令第百八条の三第一号（床又は壁に関するものに限る。）、令第百九条の三第一号若しくは第二号ハ、令第百十二条第二項若しくは第四項第一号、令第百十五条の二第一項第四号若しくは令第百三十七条の二の四第一号ロの規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法
(1)～(4)　（略）
ロ　（略）
ハ　法第二条第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十一条第一項（防火設備に関するものに限る。）又は令第百八条の三第一号（防火設備に関するものに限る。）、令第百九条の八（防火設備に関するものに限る。）、令第百十二条第一項若しくは第十二項ただし書、令第百十四条第五項、令第百二十九条の二の四第一項第七号ハ若しくは令第百三十七条の十第一号ロ(4)の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法
(1)～(3)　（略）
ニ～ト　（略）
五　（略）

十三　令第百八条の三第一項第二号及び第四項並びに令第百十二条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
（新設）
十四～十六の二　（略）
十七　令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項及び令第百二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
十七の二～二十一　（略）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
二十一の二～二十二　（略）
二十三　施行規則第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
二十四　（略）
（性能評価の方法）
第六十三条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。
一～三　（略）
四　次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。
イ　法第二条第七号から第八号まで、法第二十一条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条若しくは法第二十七条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）又は令第七十条、令第百九条の三第一号若しくは第二号ハ、令第百十二条第二項若しくは第四項第一号若しくは令第百十五条の二第一項第四号の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法
(1)～(4)　（略）
ロ　（略）
ハ　法第二条第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）又は令第百十二条第一項若しくは第十二項ただし書、令第百十四条第五項、令第百二十九条の二の四第一項第七号ハ若しくは令第百三十七条の十第四号の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法
(1)～(3)　（略）
ニ～ト　（略）
五　（略）